

宇治市源氏物語ミュージアムリニューアル基本構想・基本設計策定業務について、契約希望者から提案を受けて契約対象者を決定する公募型プロポーザルにより実施するので、次のとおりお知らせします。

令和8年8月7日

宇治市長 松村 淳子

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

宇治市では、ふるさと創生事業を契機として、「紫式部文学賞」や「紫式部市民文化賞」を創設し、「源氏物語をテーマとしたまちづくり」に積極的に取り組んできた。その集大成として、宇治市源氏物語ミュージアム（以下、ミュージアムと記す）は、平成10年11月に開館した。

平成20年には開館10周年を迎え、文化創造の発展と観光振興のため平成19年から2カ年にわたりフレッシュアップ事業を行い、常設展示の大幅なリニューアルを実施した。この間、200万人を超える入館者があり、開館20周年の平成30年には、「観光」と「生涯学習」の拠点として再整備を行い、9月にリニューアルオープンした。また、平成31年4月からは、新作オリジナルアニメを公開している。

しかし、近年は若者の活字離れや古典離れ、より一層のグローバル化、さらに深く知りたい、学びたいという人々に対して、世界で唯一の『源氏物語』をテーマとした博物館として、日本を代表する古典である『源氏物語』の魅力を次世代も含めた国内外の人々に対して、どのように伝え、発信していくのかなど、多岐にわたる様々な課題が顕著であり、新しい機能や展示、より一層の多言語対応など多様なニーズへの対応が求められている。

ついては、本要領によるプロポーザルにおいて、当市が想定している「リニューアルの方向性」を基軸とし、これに対する考え方等の提案を受け、リニューアルの基本構想及び基本設計を担うことのできる業者を決定するものとする。

2 委託業務内容

(1) 委託業務名

宇治市源氏物語ミュージアムリニューアル基本構想・基本設計策定業務

(2) 委託期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

（３）業務概要

別紙「宇治市源氏物語ミュージアムリニューアル基本構想・基本設計策定業務仕様書」で示す業務を実現するための支援業務

（４）事業費

本件における総予算額（事業費の上限額）は、4,000,000円（消費税及び地方消費税相当分を含む）である。なお、前払い及び部分払いは行わない。

（５）内容

「宇治市源氏物語ミュージアムリニューアル基本構想・基本設計策定業務仕様書」による。

３ 参加者に要求される資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- （１）宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （２）本件のプロポーザル参加申込書提出日の最終日及び見積日において宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定がされている者を除く。または、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされている者を除く。
- （４）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- （５）直近10年間に於いて、官公庁が発注し、ミュージアムと同程度（展示面積900㎡）以上の博物館施設において、展示の基本計画・設計業務を元請けとして、履行した実績（新築、改築、改修を問わない）を有すること。

４ 提案書の提出者を選定するための基準

直近10年間に於ける展示面積900㎡以上の博物館施設に係る展示の基本計画・設計業務実績について審査の上、提案書の提出者を指名する。

５ 公募型プロポーザル参加申込書等関係書類の配布

（１）配布場所

宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所庁舎本館 3階

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(2) 配布期間

令和8年8月7日(金)から令和8年8月20日(木)まで

午前8時30分から午後5時00分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

6 プロポーザルへの参加方法

当該プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加申込書及び業務実績調書等を宇治市長に提出しなければならない。

(1) 受付場所

本要領5(1)に同じ。

(2) 受付期間

本要領5(2)に同じ。

7 提案書の提出者について

(1) 審査の結果、提案書の提出者として選定した者には、令和8年8月28日(金)に電子メール等により連絡するので、本要領9により審査資料(提案書)を宇治市長に提出すること。

(2) 提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、その旨を電子メール等により連絡する。審査経過については公表しないが、非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日(閉庁日を除く。)以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日(閉庁日を除く。)以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

8 業務等に関する質疑

(1) 質疑の受付場所及び期間

① 受付場所

本要領5(1)に同じ。

② 受付期間

令和8年8月7日(金)から令和8年8月31日(月)まで

午前8時30分から午後5時00分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を

原則とするがファックスによる送付も認める。その場合には、あわせて電話で連絡し、到着を確認すること。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和8年9月2日（水）午後1時以降に宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧できる。

9 審査資料（提案書）の提出

(1) 審査資料（提案書）

資料は原則としてA4判（A3判の折り込みは可）、縦使い、横書きとし、表現方法は特に問わないが要点を簡潔にまとめること。また、審査資料はすべてコピーでよいものとする（原本の提出は不要）。表現にカラーが必要と考える場合は、カラーコピー等を利用してよい。

内容については、下記の項目について重点的に記載すること。

- ① 業務実績（15点）
- ② 本業務の執行体制（20点）
- ③ 本業務のスケジュール（15点）
- ④ 基本構想・基本設計に対する考え方（50点）
 - ・ リニューアルの方向性を踏まえた考え方と提案
 - ・ 多様なニーズに対応し、施設全体の魅力をアップする考え方
 - ・ 館内解説文、映像展示に対応した多言語対応の提案
 - ・ 体験・体感性の高い展示に関する提案
 - ・ 館内外のホスピタリティやサイン・表示に関する提案
 - ・ 宇治市の歴史や文化、観光情報の発信に関する提案
 - ・ 情報ゾーン（図書室・源氏物語に親しむコーナー）の活用に関する提案
 - ・ 導入後の継続性、耐久性に充分配慮した提案
 - ・ 周辺地域の観光者の取り込みと再来性（リピーター）を高める提案
- ⑤ 本業務に係る見積金額

(2) 審査資料（提案書）の受付等

① 受付場所

本要領5（1）に同じ。

② 受付期間

令和8年9月4日（金）から令和8年9月10日（木）まで

午前8時30分から午後5時00分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

③ 提出方法

郵送又は直接持参すること。

④ 提出部数

6部とする。

10 資料作成にあたっての各項目の留意点

(1) 「業務実績」について

直近10年間に於いて、官公庁が発注し、ミュージアムと同程度（展示面積900㎡）以上の博物館施設において、展示の基本計画・設計業務を元請けとして、履行した実績（新築、改築、改修を問わない）を複数件（5件以上）有しているか。

※A4判×2枚（もしくはA3判折込×1枚）以内にまとめること

(2) 「本業務の執行体制」について

本業務を適切、かつ確実に実施できる体制を有しているか、次の①から③の項目について記載すること。

- ① 本業務を遂行するにあたり、経験豊富な業務責任者と担当者を委託期間中、常時確保した受託体制となっているか。
- ② 本業務を遂行するにあたり、一級建築士資格、学芸員資格を有する者を配置した受託体制となっているか。
- ③ 本業務を遂行するにあたり、ミュージアムと十分なミーティングが可能で、本市側の要望に素早く対応でき、予期せぬ事態にも迅速に対応できる体制を整えているか。

※A4判×1枚以内にまとめること

(3) 「本業務のスケジュール」について

業務内容と日程の関係が妥当であり、正確性があり、具体的な業務スケジュールが提案されているか。

※A4判×2枚（もしくはA3判折込×1枚）以内にまとめること

(4) 「基本構想・基本設計に対する考え方」について

- ① 博物館施設の目的や現状等を理解した提案となっているか
- ② リニューアルの背景と目的を理解した提案となっているか
- ③ リニューアルの方向性を理解した提案となっているか
- ④ ミュージアムの特性を理解した提案となっているか
- ⑤ 本市の歴史や文化、観光について理解した提案となっているか
- ⑥ ミュージアムにとって有益な提案か
- ⑦ 国内外の観覧者に配慮した提案となっているか
- ⑧ 導入後の継続性、耐久性に充分配慮した提案となっているか
- ⑨ 『源氏物語』の魅力発信に留意した提案となっているか

⑩ 独自性の高い提案となっているか

※A4判×4枚（もしくはA3判折込×2枚）以内にまとめること

(5) その他

① 提案は、提案者1者につき1案までとする。

② 一度受理した応募書類については、内容の変更は一切認めないものとする。なお、本市が追加で資料提出を求めた場合には迅速に対応すること。

③ 膨大な資料が提出された場合には、提出者に断りなく妥当な量に削除することがある。

④ 提出された資料は返還しない。

1.1 提案書を特定するための評価基準

別紙1「提案書を特定するための評価基準」のとおりとする。

1.2 提案の審査

(1) 業者の選定にあたっては審査委員会を設置し、各提案書提出者からの提案書類の審査を行い、契約対象者を選定する。

(2) 審査の方法は書面審査とするが、提案内容に疑義が生じた場合など必要に応じてヒアリングを行う場合がある。なお、審査評価点が満点の6割に満たない場合は契約対象者として選定しない。

(3) 審査評価点が最高得点の者を契約対象者として選定する。なお、提案者が1者の場合でも、審査評価点が満点の6割以上であれば契約対象者として選定する。

(4) 審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(5) 審査結果についてはプロポーザル参加者すべてに通知するが、異議の申し立ては認めない。

1.3 業務委託契約の締結

宇治市にとって最適の提案をした業者を審査委員会で選考し、契約対象者とする。選定した者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約の手続により業務委託契約を締結する。

1.4 参加報酬

プロポーザル参加報酬は支給しないのであらかじめ了承されたい。

1 5 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

1 6 その他

- （1）提案書の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはない。
- （2）この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （3）提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- （4）契約後に、市がやむを得ないと認める理由により、大幅な変更が発生した場合は、次点となる提案をした者を契約対象者とする。ただし、提案内容が要求水準に達していない場合は次点とは見なさない。
- （5）1から16までに定めるもののほか、宇治市財務規則の定めるところによる。なお、本要領に示した書類のほか宇治市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。また、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、また追加する場合がある。

仕 様 書

1 業務名

宇治市源氏物語ミュージアムリニューアル基本構想・基本設計策定業務

2 契約期間

契約締結日 から 令和9年2月26日（金） まで

3 委託場所

宇治市源氏物語ミュージアム他

4 リニューアルの背景と目的

宇治市では、ふるさと創生事業を契機として、「紫式部文学賞」や「紫式部市民文化賞」を創設し、「源氏物語をテーマとしたまちづくり」に積極的に取り組んできた。その集大成として、宇治市源氏物語ミュージアム（以下、ミュージアムと記す）は、平成10年11月に開館した。

平成20年には開館10周年を迎え、文化創造の発展と観光振興のため平成19年から2カ年にわたりフレッシュアップ事業を行い、常設展示の大幅なリニューアルを実施した。この間、200万人を超える入館者があり、開館20周年の平成30年には、「観光」と「生涯学習」の拠点として再整備を行い、9月にリニューアルオープンした。また、平成31年4月からは、新作オリジナルアニメを公開している。

しかし、近年は若者の活字離れや古典離れ、より一層のグローバル化、さらに深く知りたい、学びたいという人々に対して、世界で唯一の『源氏物語』をテーマとした博物館として、日本を代表する古典である『源氏物語』の魅力を次世代も含めた国内外の人々に対して、どのように伝え、発信していくのかなど、多岐にわたる様々な課題が顕著であり、新しい機能や展示、より一層の多言語対応など多様なニーズへの対応が求められている。

5 リニューアルの方向性

ミュージアムでは、上記の課題を解決するため、『源氏物語』を知ってもらいたい、親しんでもらいたい、読んでもらいたいという想いから、多岐にわたる『源氏物語』の魅力を伝え続けてゆく必要がある。

そこでリニューアルでは、「『源氏物語』に親しみ、未来へ世界へ発信」をテーマに、これを支える①『源氏物語』の魅力をわかりやすく発信、②体験を通じた主体的な学びの充実、③その他、環境の整備という3つの柱からなる方向性のもと、既存の設備を活かしつつ、常設展示のリニューアルを実施する。

6 リニューアル対象区域

1階 常設展示室(839.16 m²)、図書室(106.92 m²)、源氏物語に親しむコーナー(39.00 m²)、

その他

※上記以外については、現状維持を基本とする。

7 業務内容

ミュージアムのリニューアルに向けて、基本的な方向性の指標となる「基本構想」、及び「基本構想」に基づくリニューアルの実現に向けた機能、構成、展示手法、スケジュール等を整理した「基本設計」の策定業務を、以下のとおり委託する。

(1) リニューアル基本構想の作成

- ① 近年の博物館における類似事例等の情報提供
- ② リニューアルのテーマと基本方針や考え方の構築

(2) リニューアル基本設計の作成

- ① 「基本構想」に基づく常設展示室の展示計画、ゾーニングと動線、展示構成、展示内容、展示手法、展示リストの明示
- ② 図書室や源氏物語に親しむコーナーのテーマ、構成、機能、内容の明示
- ③ 上記の運用に必要な付帯設備の概略
- ④ 上記に必要な電気工事及び設備拡充工事の概略
- ⑤ 基本設計に基づく図書の作成（平面図・イメージパース図）
- ⑥ リニューアル事業全体のスケジュールと予算の概略

(3) 有識者へのヒアリングと資料作成支援

- ① 発注者が指定する有識者 3 名
- ② 3 回の会議への同席
- ③ 資料作成支援

(4) 手順概略

- ① 受注者は、発注者と十分協議の上、有識者の意見聴取を経た上で、基本構想・基本設計（案）を作成

＊成果品原案の納品期限：基本構想案 令和 8 年 11 月下旬頃

基本設計案 令和 8 年 12 月上旬頃

- ② 受注者は、発注者からの意見聴取を経た上で、有識者の意見を踏まえ、成果品（基本構想・基本設計書）を作成。成果品は、本仕様書に則り作成。

＊成果品の納品期限：令和 9 年 1 月中旬頃

(5) 成果品

- ① 基本構想・基本設計（案）

タイトル：宇治市源氏物語ミュージアムリニューアル基本構想・基本設計（案）

- ・基本構想・基本設計（案）正本 A4 判 カラー10 部
- ・基本設計に基づく図書（平面図・イメージパース図）A3 判 カラー10 部
- ・上記の印刷原稿及びデータ 一式
- ・概算実施設計・施工費積算書案

② 基本構想・基本設計書

タイトル：宇治市源氏物語ミュージアムリニューアル基本構想・基本設計

- ・基本構想・基本設計書正本 A4判 カラー10部
- ・基本設計に基づく図書（平面図・イメージパース図）A3判 カラー10部
- ・上記の印刷原稿及びデータ 一式
- ・概算実施設計・施工費積算書

* 提出すべき成果品と部数は上の通りとし、製本は全て表紙にタイトルを付ける。

* 成果品作成にあたっては、その編集方法について、あらかじめ発注者と協議すること。

8 業務計画

- (1) 受注者は着手前に着手届・業務履行計画表・業務担当者届を提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) 受注者は業務の実施にあたり、発注者と連絡を密に保ち、随時報告を行うものとする。
- (3) 本仕様書及び業務において疑義が生じた場合、又は見解を異にする事項が発生した場合は、発注者と協議の上、指示に従うものとする。

9 進行管理

業務にあたり、受注者は計画に係る進行表を速やかに作成し、進行管理表により業務を行う。

10 業務実施における留意点

本事業の目的について、十分に理解した上で、

- (1) 現地確認・協議（場合によってはリモート）による会議（月 1 回程度）へ参加すること。
- (2) 設備等の各部の操作は、安全かつ容易に行えるものとする。
- (3) 高齢者・子ども・障害者等や外国人に配慮した対応とすること。
- (4) 適切な改修規模を検討すること。
- (5) ランニングコストの低減及び展示物や設備、什器類等の耐久性を考慮すること。
- (6) その他、費用対効果を十分検討すること。
- (7) 展示物等に対する安全性への配慮は怠らないこと。
- (8) 展示物へは照明や光環境を確保すること。

11 その他

- (1) 提供資料 必要な資料については発注者、受注者双方がその都度協議して決定する。
- (2) 著作権等 本業務における成果品の著作権は、宇治市に帰属するものとし、成果品が第三者の著作権、その他権利を侵害しないものであることを保証すること。また、受注者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害が生じた場合、当該紛争等の原因が宇治市の責めに帰する場合を除き、受注者の責任において解決すること。
- (3) 守秘義務 受注者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- (4) 支払い 業務完了検査後に受注者の請求に基づき一括で支払うこととする。
- (5) その他 本仕様書に定めがある事項以外、または疑義が生じたときは、別途協議するものとする。また、プロポーザルで行われた提案については、本仕様に含まれるものとする。

提案書を特定するための評価基準

	評価項目	評価基準(主な着眼点)	審査資料	配点
1	業務実績について	直近10年間に於いて、どの程度の実績件数を有しているか 直近10年間に於いて、どの程度の規模(展示面積)の実績を有しているか 直近10年間に於いて、人文系分野での実績を有しているか	業務実績	15
2	本業務の執行体制について	業務責任者が、どの程度の経験、実績を有しているか 担当者が、どの程度の経験、実績を有しているか 一級建築士資格、学芸員資格を有する者を配置した受託体制となっているか 市側の要望や予期せぬ事態に素早く対応でき、綿密な連絡調整が可能な体制か	本業務の執行体制	20
3	本業務のスケジュールについて	業務内容と日程の関係が妥当であり、正確性があり、具体的か	本業務のスケジュール	15
4	基本構想・基本設計に対する考え方について (リニューアルの方向性を踏まえた考え方と提案) (多様なニーズに対応し、施設全体の魅力をアップする考え方) (館内解説文、映像展示に対応した多言語対応の提案) (体験・体感性の高い展示に関する提案) (館内外のホスピタリティやサイン・表示に関する提案) (宇治市の歴史や文化、観光情報の発信に関する提案) (情報ゾーン(図書室・源氏物語に親しむコーナー)の活用に関する提案) (導入後の継続性、耐久性に充分配慮した提案) (周辺地域の観光者の取り込みと再来性(リピーター)を高める提案)	博物館施設の目的や現状等を理解した提案となっているか リニューアルの背景と目的を理解した提案となっているか リニューアルの方向性を理解した提案となっているか ミュージアムの特性を理解した提案となっているか 本市の歴史や文化、観光について理解した提案となっているか ミュージアムにとって有益な提案か 国内外の観覧者に配慮した提案となっているか 導入後の継続性、耐久性に充分配慮した提案となっているか 『源氏物語』の魅力発信に留意した提案となっているか 独自性の高い提案となっているか	基本構想・基本設計に対する考え方	50
5	本件に係る事業費の見積	予定価格内の見積となっているか	本業務に係る見積金額	可否
合 計				100